

保育料算定基礎額について（令和5年10月改定）

（単位：円）

世帯全員の区民税額				保育料算定基礎額（月額）	
				第1子	第2子以降
生活保護受給世帯				0	0
区民税非課税世帯				0	0
区民税均等割のみ				1,800	0
世帯全員の区民税所得割額		24,300	円未満	2,300	0
	24,300	円以上	48,600	円未満	3,000
	48,600	円以上	51,000	円未満	6,500
	51,000	円以上	53,000	円未満	8,100
	53,000	円以上	55,000	円未満	9,200
	55,000	円以上	77,101	円未満	15,100
	77,101	円以上	79,000	円未満	18,700
	79,000	円以上	97,000	円未満	21,100
	97,000	円以上	115,000	円未満	23,100
	115,000	円以上	133,000	円未満	25,000
	133,000	円以上	161,000	円未満	27,000
	161,000	円以上	190,000	円未満	28,700
	190,000	円以上	211,000	円未満	30,400
	211,000	円以上	231,000	円未満	31,900
	231,000	円以上	252,000	円未満	33,600
	252,000	円以上	273,000	円未満	35,000
	273,000	円以上	292,000	円未満	36,500
	292,000	円以上	303,000	円未満	37,800
	303,000	円以上	315,000	円未満	39,300
	315,000	円以上	342,000	円未満	42,600
	342,000	円以上	370,000	円未満	45,300
	370,000	円以上	397,000	円未満	48,000
	397,000	円以上	425,000	円未満	50,400
	425,000	円以上	482,000	円未満	52,700
482,000	円以上	615,000	円未満	56,500	
615,000	円以上	786,000	円未満	60,700	
786,000	円以上	908,000	円未満	64,900	
908,000	円以上	1,031,000	円未満	69,200	
1,031,000	円以上			73,400	

- ※ 第1子及び第2子等は、子の年齢に関わらず、世帯の生計を一にする子を数えます。
- ※ 住民税未申告等の事由により、利用者の区民税が決定されない場合、区は、当該利用者の世帯全員の区民税所得割額を1,031,000円以上とみなし、これに対する保育料算定基礎額をもとに利用者負担額を決定します。この場合であって、利用者の区民税が決定されたことを証する書類の提出が、令和5年度内に区に対してあった場合、区は当該利用者の利用者負担額を再決定し、保育事業者及び利用者に対し通知します。保育事業者はこれを受け、利用者からの還付請求に応じることとします。
- ※ ひとり親世帯又は障害者がいる世帯のうち、世帯全員の区民税所得割額が77,101円未満の世帯の場合、区は、当該世帯の第1子の保育料算定基礎額に1/2を、第2子の保育料算定基礎額に0を乗じたものをもとに利用者負担額を決定します。